

# ⑤国保・年金・税

## 国民健康保険

### こんなときは届け出を

国民健康保険課 ☎862-4262

次のような場合には、事実発生日から14日以内に届出が必要です。

※1 届出の際には、本人確認を行ないますので、確認できる書類（免許証、パスポートなど）とマイナンバーがわかるものをご持参ください。なお、代理人申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類をご持参ください。

※2 各種様式（職場の健康保険証明書の様式：社会保険取得・喪失証明書、委任状など）は、市ホームページでダウンロードできます。

	こんなとき	手続きに必要なもの (※1は全ての手続きが必要です)	届出窓口		
			国保課	市民課	三支所
国保に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書		○	○
	職場の健康保険をやめたとき (被扶養者からはずれたとき)	職場の健康保険をやめた証明書※2	○		○
	子どもが生まれたとき	親子健康手帳		○	○
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	○		○
	外国籍の人が入るとき	上記必要なものと 外国人登録証明書または在留カード	○	○	
国保をやめるとき	他の市町村に転出するとき	国民健康保険証		○	○
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険証（加入者全員分）			
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険に加入した証明書※2 または職場の保険証（加入者全員分）	○		○
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証、保護開始決定通知書	○		○
	国保の被保険者が死亡したとき	国民健康保険証、死亡を証明するもの	○	○	○
外国籍の人がやめるとき	上記必要なものと 外国人登録証明書または在留カード	○	○		
その他	那覇市内で住所が変わったとき	国民健康保険証（加入者全員分）			
	世帯主または氏名が変わったとき			○	○
	世帯が分かれたり、一緒になったとき				
	保険証を紛失したとき	身分を証明するもの※1	○		○
	修学のため、別に住所を定めるとき	国民健康保険証、在学証明書等		○	○
治療などで他の市町村の施設へ入所するとき	入所証明書、国民健康保険証	○			

#### ●加入の届出が遅れると

①国民健康保険税は、国民健康保険に加入の届出をした日ではなく、被保険者の資格を得た月の分までさかのぼって納めていただくことになります。

②届出の日までの医療費は、全額自己負担になる場合があります（法定の14日以内の届出日を除く）。

#### ●国保をやめる届出が遅れると

国保の資格喪失の届出が遅れ、国保の保険証を使って受診してしまった場合は、国保が負担した医療費は返還していただくことになります。

## 保険税（令和4年度）

国民健康保険課 ☎862-4262

国民健康保険の年税額は、医療分と支援分と介護分（40歳～64歳の人）の合算額です。医療分と支援分と介護分はそれぞれ別々に計算されます。

### 国民健康保険税（令和4年度）

国民健康保険税	医療分 （※1）	世帯の保険税額 = (1) + (2) + (3) ●賦課限度額：65万円 （令和4年度）	(1) 所得割額	所得割算出基準額×税率（9.70%）
			(2) 均等割額	加入者数×18,200円
			(3) 平等割額	1世帯につき25,400円
	支援分 （※2）	世帯の保険税額 = (1) + (2) + (3) ●賦課限度額：20万円 （令和4年度）	(1) 所得割額	所得割算出基準額×税率（1.59%）
			(2) 均等割額	加入者数×3,300円
			(3) 平等割額	1世帯につき5,300円
	介護分 （※3）	世帯の保険税額 = (1) + (2) + (3) ●賦課限度額：17万円 （令和4年度）	(1) 所得割額	第2号被保険者に係る算出基準額×税率（1.56%）
			(2) 均等割額	第2号被保険者数×7,700円
			(3) 平等割額	第2号被保険者の属する1世帯につき4,600円

（※1）医療分：保険税の総額はその年の医療費などの見込み額に応じて決まります。その医療費などのうち保険税で負担すべき額は、上の計算方法で求めます。

（※2）支援分：後期高齢者医療制度の運営を支えるため、その費用の一部を保険税で支援します。保険税で支援すべき額は、上の計算方法で求めます。

（※3）介護分：40歳から64歳で国民健康保険に加入している人の介護保険料は、上の計算式で求めます。

## 保険税の納付期限

国民健康保険課 ☎862-4262

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
納期限	6月27日	7月25日	8月25日	9月26日	10月25日	11月25日	12月26日	1月25日	2月27日	3月27日

※原則として、納期限は6月～3月までの毎月25日となります。ただし、25日が土・日曜日、祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限になります。なお、各納期限までに完納されない場合は、納期限後20日以内に督促状が発送されます。

## 保険税の減額

国民健康保険課 ☎862-4262

### ●法定軽減制度

国の定める所得水準を下回る世帯については、保険税のうち均等割と平等割の合計額から保険税を減額し

ます。ただし、所得が申告されていないと、所得水準の判断ができないため、減額は受けられません。毎年の所得申告を忘れず行ってください。

●未就学児均等割の軽減

令和4年度から、小学校入学年度前までの子どもの均等割額が5割軽減されます。

●非自発的失業軽減

リストラなどで職を失った人については、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険税の負担軽減策（軽減措置）が受けられる場合があります。

①次の非自発的失業者の国民健康保険税については、本人の申請により失業時からその翌年度までの間、前年の給与所得を30/100として算定します。

- ・離職時点で65歳未満である方
- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主の都合により退職した人）
- ・雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した人）

※「雇用保険受給資格者証」を持参のうえ、窓口での申請が必要です。

「特定受給資格者証」「高年齢受給資格者証」の方は対象になりません。

②高額療養費などの所得区分判定についても、前年の給与所得を30/100として判定します。

【申請による減免】

災害、失業、病気などで保険税を納めることが困難な時には、保険税の減額または免除が受けられる場合があります。ただし、減免申請には受付期間がありますので、ご注意ください。申請には、災害の状況、最近の収入状況、失業を証明できる書類などが必要となる場合があります。様々なケースが考えられますので、お早めにご相談ください。

なお、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、もしくは、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が前年比で3割以上減少した世帯を対象に、保険税の減免を実施します。こちらについてもお早めにご相談ください。

## 保険給付

国民健康保険課 ☎862-4262

国保では次の給付が受けられます。また、適用対象外となる費用もありますので、負担限度額など詳しいことは、国民健康保険課にお問い合わせください。

●医療機関で治療を受けるとき

被保険者が病気やケガをしたときは、国保を取り扱う医療機関で必要な治療が受けられます。医療機関などの窓口で受診する人の保険証を提出してください。

保険証の提示がない場合や、有効期限を過ぎた保険証での受診は、全額自己負担となります。

\* 就職などで職場の健康保険に加入したときは、国保証では受診できませんので、職場の健康保険証を窓口提出してください。

●交通事故や暴行を受けてケガをしたとき

交通事故や他人から暴行を受けた時のケガでも、国保証を提示して治療を受けることができますが、かかった医療費を損害保険や相手方に請求する場合がありますので、警察および損害保険会社に連絡をし、必ず国民健康保険課に「第三者の行為による傷病届」を提出してください。

ただし、示談して相手方から治療費を受け取ると、国保は使えなくなる場合がありますので、治療費を受け取る前に国民健康保険課に相談してください。

\* 無免許や酒気帯びの状態で運転していたときの事故は保険給付対象外のため、全額自己負担となります。

## 給付の種類

国民健康保険課 ☎862-4262

2年を経過すると時効となり、請求できなくなりますので、早めに手続きしてください。

子どもが生まれたとき	出産育児一時金として1人につき令和3年12月31日出生までは40.4万円、令和4年1月1日出生からは40.8万円（妊娠12週（84日）以降の死産・流産を含む。ただし、医師の証明書が必要）、「産科医療補償制度」を利用した場合には42万円（ただし、同制度を利用したことを証する書類が必要）。
被保険者が亡くなったとき	葬祭を執り行った人（喪主など）に葬祭費として2万5千円を支給します。
高額な医療費を支払ったとき	入院などで、自己負担限度額以上の一部負担金を支払ったときは、限度額（所得、回数などにより異なる）を超えた分について、申請により高額療養費が支給されます。該当者には算定などのため、早くて診療月の3か月後に申請案内の通知を送ります。
医療費が高額で支払いが困難なとき （高額療養資金貸付制度）	入院などで、医療費が高額で支払いが困難な場合、高額療養費の支給相当額を国保が立て替える制度です。ただし、特別の事情がないのに保険税を滞納している、貸付けを受けようとする額が、療養に係る一部負担金のうちの高額療養費を除く自己負担金額（自己負担限度額）の3分の1に満たない場合を除きます。
入院費や治療費が高額で支払いが心配なとき （限度額適用認定証）	入院費や、外来診療費が高額の場合に、あらかじめ限度額適用認定証の申請および交付を受けて、医療機関での支払い時に窓口に表示することで、自己負担が限度額までとなります。原則として保険税の滞納がないことを確認し交付します。
入院時の食事代の減額 （標準負担減額認定証）	入院時の食事代の自己負担（1食460円）が、住民税非課税世帯の人または70歳以上で低所得者世帯の人などは、申請により減額認定を受けると、負担額が減額されます（支払い前に交付を受けてください）。
特定疾病療養受療証	慢性腎不全と血友病などについては、特定疾病療養受療証の交付を受け、病院の窓口へ提出することで、自己負担額は1万円（人工透析を要する70才未満の上位所得者は2万円）となります。医師の診断書などを持参して申請してください。
海外で治療を受けたとき （申請書類は所定の様式となっています。渡航前にお受け取りください）	海外渡航中に病気またはケガで治療を受けた場合でも、帰国後、必要書類を提出して認められると、海外療養費が給付されます。海外に行くときは国保指定の診療内容明細書（国保窓口またはホームページに様式あり）などを事前に持参してください（国内での保険給付相当、治療目的の旅旅行などは対象外）。
災害などで医療費の支払いが困難なとき （一部負担金減免制度）	災害などにより所得が一時的に落ち込み、医療費の支払いが困難なときに原則3か月以内で一部負担金（自己負担分）を減額・免除する制度です。

# 国民年金

## 国民年金について

ハイサイ市民課（国民年金グループ） ☎861-6901

国民年金は、老後や万一の病気・けがなどで障がいが残ったとき、大事な働き手をなくしたとき、年金を支給し生活を支える、国が運営する制度です。20歳以上60歳未満の日本に住むすべての人が、次の3種類のいずれかに加入します。

### 【被保険者の種類】

- ①第1号被保険者 自営業、農林漁業、学生、無職など
- ②第2号被保険者 厚生年金加入者、会社員、公務員など
- ③第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

【希望により加入することができる人（本庁ハイサイ市民課国民年金グループで受付）】

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ②海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する人
- ③昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金の受給資格を満たしていない65歳から70歳未満の人

## 届出について

ハイサイ市民課（国民年金グループ） ☎861-6901

必要書類など詳しくはお問い合わせください。

※本人確認のための身分証明証、基礎年金番号がわかるものをご持参ください。

こんなとき	必要なもの	届出先
厚生年金・共済組合に加入するとき	勤務先でお問い合わせください	勤務先
厚生年金・共済組合をやめたとき	資格喪失証明書、退職辞令書など	ハイサイ市民課国民年金グループ・各支所
配偶者（第2号被保険者）に扶養されなくなったとき	扶養の解除の日付がわかる書類	
年金受給者の住所が変わったとき	年金番号がわかるもの（年金証書、振込通知書）	年金事務所 ※日本年金機構に「個人番号（マイナンバー）」または住民票コードが登録されている方は原則不要
年金受給者が亡くなったとき	年金番号がわかるもの（年金証書、振込通知書）など ※詳しくはハイサイ市民課国民年金グループ（本庁）にお問い合わせください	ハイサイ市民課国民年金グループ（本庁）または年金事務所 ※受給している年金によって届け出先が異なります。上記までお問い合わせください。

※20歳になった方は、厚生年金等に加入している方を除き、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせします。20歳になってから2週間程度経過してもお知らせが届かない場合は、国民年金の加入手続きが必要なため、ハイサイ市民課国民年金グループまたは年金事務所でお手続きをしてください。

## 保険料（令和4年度について）

ハイサイ市民課（国民年金グループ） ☎861-6901

【保険料】 月額 16,590円（※年齢、所得などに関係なく定額）

【付加保険料】 月額 400円

付加保険料を納めると、老齢基礎年金に200円×納付月数分の付加年金が加算されます（第2号・第3号被保険者または国民年金基金加入者、および国民年金保険料の免除の承認を受けている人は付加年金に加入できません）。申出日よりさかのぼって加入することはできません。

## 保険料の納付について

ハイサイ市民課（国民年金グループ） ☎861-6901

日本年金機構から送付される納付書または口座振替、クレジットカードで納めることができます。納付書では、金融機関・郵便局またはコンビニエンスストア（ローソン・ファミリーマートなど）で納めることができます。納付書の請求、口座振替、納付の確認については、那覇年金事務所（☎855-1111 音声案内後②を押す。さらに音声案内後②を押す）までお問い合わせください。

## 保険料の免除について

ハイサイ市民課（国民年金グループ） ☎861-6901

- 経済的理由で納付が困難な場合は、申請により保険料が免除される免除制度（全額・一部）があります。
- 50歳未満の人には、世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得により、納付を猶予する納付猶予制度があります。
- ※全額免除、納付猶予を承認された人は、あらかじめ申請書に希望を明記することにより、翌年度以降改めて申請を行わなくても、継続して申請があったものとみなされ審査が受けられます。ただし、失業などを理由として承認された人や一部免除を承認された人は毎年度申請が必要です。
- 学生の場合は、納付を猶予する学生納付特例制度があります。
- ※毎年度、ハイサイ市民課国民年金グループで申請してください。
- 平成31年4月から産前産後期間の保険料免除制度が始まりました。対象となるのは、国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方です。
- 令和2年5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方について、免除申請を受付しています。対象となる方については、所得の条件がありますので、詳しくは国民年金グループまでお問合せ下さい。

## 給付について

ハイサイ市民課（国民年金グループ） ☎861-6901

年金は、受ける権利があっても、請求しないと支給されません。給付にはそれぞれ受給資格要件がありません。詳しくはお問い合わせください。

老齢基礎年金	保険料を納めた期間（厚生年金や共済組合の期間も含む）と免除期間、納付特例期間などを合わせて10年以上（120月）※ある人に65歳から支給されます。60歳からの繰上げ支給、66歳以降の繰下げ支給もできます。 ※平成29年8月から10年（120月）以上に法改正
障害基礎年金	国民年金加入中（または60歳以上65歳未満で国内に住所のある人、または20歳になる前）に初診日（初めて医師の診療を受けた日）のある病気やけがによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金です。受給には、一定の納付要件を満たす必要があります。（20歳前に初診日がある場合は納付要件不要）
遺族基礎年金	国民年金に加入している人または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人などが死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者、または子に支給されます。※子とは18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子（または1、2級の障害のある20歳未満の子）です。 ※受給には、一定の納付要件を満たす必要があります。
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに亡くなったとき、夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）に60歳から65歳の期間支給されます。
死亡一時金	第1号被保険者として3年以上（一部納付の場合は月数が変わります）国民年金保険料を納めた人が、基礎年金を受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族に支給されます。
年金生活者支援給付金 (R1.10月～)	公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を手続きする際に、年金生活者支援給付金請求書を同時に受付しています。 年金生活者支援給付金の支給などに関しては、那覇年金事務所（☎855-1111 音声案内後①を押す。さらに音声案内後②を押す）へお問い合わせください。

## 特別障害給付金制度について

ハイサイ市民課 国民年金グループ  
☎861-6901

### 【対象】

平成3年3月以前に、学生のため国民年金任意加入対象だった人、または昭和61年3月以前に、厚生年金や共済組合などの加入者の配偶者のため国民年金任意加入対象だった人で、任意加入していなかった期間内に初診日があり、障がいの程度が障害基礎年金の1級または2級に該当する人（ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された人に限りません。）

### 【給付金額】

月額 1級52,300円 2級41,840円（令和4年度）

※請求のあった翌月から給付されます。

※他の年金を受給している場合や所得により、支給が調整（または停止）されることもあります。

## 沖縄特別措置の届出について（手続きをすると受給額が増えます）

ハイサイ市民課 国民年金グループ  
☎861-6901

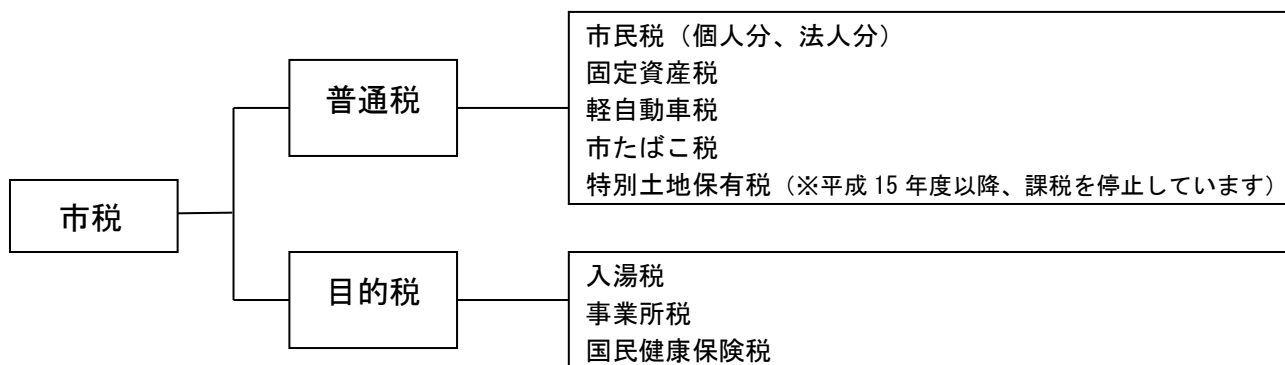
本土より遅れて始まった沖縄の国民年金制度に対する特別措置です。対象の方は、大正15年4月2日～昭和25年4月1日までに生まれた方で、昭和36年4月1日～昭和45年3月31日までの間のうち、沖縄県内に居住していたことのある方です。届出がまだの方は、詳しくは国民年金グループまでお問い合わせ下さい。

# 税

## 市税の種類

納税課 ☎861-6902

那覇市の財政を支えているのは、市民のみなさんが納めている市民税や固定資産税などの市税です。市税は、公共施設の整備や福祉の充実、生活環境の整備などに役立てられています。那覇市が課税している市税は次のとおりです。



【普通税】税金の使いみちが定められておらず、どのような仕事の費用にも充てることができる税金です。

【目的税】法律によって税金の使いみちが定められている税金です。

## 市民税（個人分）

市民税課 ☎861-3328

【市民税を納める人（納税義務者）】

その年の1月1日現在、市内に住所があり、一定以上の所得があった人は所得割額と均等割額が課税されます。また、那覇市に住んでいなくても、市内に事業所・営業所・家屋敷がある人には、均等割額が課税されます。

【税額】一律にかかる均等割と所得に応じてかかる所得割額の合計額が年税額となります。

均等割額	所得割額（一般に次の方法で計算されます）
5,000円／年（市3,500円、県1,500円）	$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$ （※ 課税所得金額 = 所得金額 - 所得控除額）

平成26年度から令和5年度までの10年間、防災事業財源確保のため、臨時の措置として個人の市民税、県民税の均等割の税率（年額）を500円引き上げています。



## 市民税（個人分）の申告

市民税課 ☎861-3328

●申告が必要な人は次のとおりです。ただし、税務署へ確定申告書を提出した人は申告する必要はありません。

1. 前年中に収入があった人  
（その年の1月1日現在で那覇市に住所または居住があった人のみ対象です。以下2.3同じ）  
※所得＝収入金額－必要経費
2. 前年中に無職で収入がなくても那覇市の国民健康保険に加入している人
3. 各種公的給付金などを申請するために必要となる所得証明書、扶養証明書などが必要な人  
（証明書発行は6月からです）
4. その年の1月1日に住所が市外にあり、市内に事務所、事業所または家屋敷を有する人

※次の人は申告する必要はありません。

- ①勤務先から市へ給与支払報告書が提出される人で、給与所得以外の所得がなかった人
  - ②公的年金等所得以外に所得がなかった人  
ただし、扶養控除等の諸控除を追加で受けようとする人は申告してください。
- 3月中旬から5月末までの間、申告受付（現年度）を停止する期間があります。事前にお問い合わせください。
5. 上場株式等の譲渡所得と配当所得について、所得税と住民税で課税方式を変更する人。
- ※納税通知書が送達される日までに確定申告とは別に市への申告が必要です。

## 固定資産税

資産税課 ☎862-5320

【固定資産税を納める人（納税義務者）】

毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産などの固定資産を所有している人

【税 額】

土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計×税率（1.4%）

【免税点】

所有する固定資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たないとき、固定資産税は課税されません。

①土地30万円 ②家屋20万円 ③償却資産150万円

※家屋を取り壊した場合は、資産税課まで家屋滅失届を提出してください。

## 那覇市固定資産評価審査委員会

納税課 ☎861-6902

固定資産課税台帳に登録されている価格に不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格などを登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

※令和3年度分の固定資産税に係る価格に関する審査申出の特例

価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、当該特別な措置の適用対象となった土地に係る令和3年度の価格について、令和4年4月1日から令和3年度の納税通知書を受け取った日の翌日から起算して15月以内においても審査申出をすることができます。

## 軽自動車税（種別割）

市民税課 ☎862-9903

### 【軽自動車税を納める人（納税義務者）】

毎年4月1日現在、市内でオートバイや軽自動車などを所有している人に課税されます。自動車税と異なり月割はありません。ただし、身体障がい者本人の所有か、身体障がい者などが使用する軽自動車等で一定の要件に該当する場合は、申請により税が減免されます。

## 市税の納期限

納税課 ☎861-6902

納期限が、土曜日、日曜日、祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限になります。

※下記の表の納期は令和4年度のものであり、納期は年度によって変更になる場合があります。

税目	期別	納期限
市・県民税 (普通徴収)	第1期	6月30日
	第2期	8月31日
	第3期	10月31日
	第4期	1月31日
固定資産税	第1期	5月2日
	第2期	8月1日
	第3期	12月26日
	第4期	2月28日
軽自動車税	全期	5月31日

## 市税の納付について

納税課 ☎861-6902

●市税は、下記の納付場所でお納めください。

### 【取扱金融機関】

琉球銀行、コザ信用金庫、沖縄銀行、沖縄県労働金庫、みずほ銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局、鹿児島銀行

## コンビニエンスストアでの納付について

納税課 ☎861-6902

●市税は、コンビニエンスストアでも納付できます。

### 【利用できるコンビニエンスストア】

令和4年3月1日現在

ファミリーマート、ローソン、ローソンストア100、ポプラ、セブン-イレブン、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、MMK設置店、タイエー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ハセガワストア、ハマナスクラブ

※納付書の左下の部分にコンビニ納付書用バーコードが印刷されたもので、1枚当たりの納付金額が30万円まではコンビニで納付できます。  
※ただし、以下のような納付書はコンビニでは使用できません。

- ①税・料の納期限を過ぎている納付書
- ②バーコードが印字されていない納付書
- ③バーコード部分が汚損している納付書

※金額を訂正した納付書は、コンビニ、金融機関でも納められません。

※コンビニでの使用期限

①納税通知書に添付された当初納付書  
各納期限日までとなります。  
納期限を過ぎた場合には、担当課の指定した期間内（例：納期限後1か月間など）は、各金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局は除く）で利用できます。

②再発行された納付書  
再発行の際に別途使用期限を定めます。

## スマホ収納について

納税課 ☎861-6902

●スマートフォンなどのLINEアプリ、PayPayアプリを使用してバーコード読取により納付を行うスマホ収納でも納付できます。

納付できる税	・個人市県民税（普通徴収分） ・固定資産税 ・軽自動車税
利用できるアプリ	・LINE Pay ・Pay Pay
必要なもの	・コンビニ収納用バーコードが印字された納付書（ご自宅に届きます） ・LINEアプリ、またはPayPayアプリをインストールしたスマートフォンやタブレット端末

### 【利用上の注意】

※納付にかかる手数料は無料ですが、通信料は利用者様のご負担です。

※スマホ収納のご利用では、領収証書は発行されません。領収証書を必要とする場合は、金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。（市役所や支所窓口で納税証明書を発行する場合は、納付確認に通常2週間ほどかかります。特に軽自動車の車検の際はご注意ください）

※以下のような納付書は、スマホ収納で納付することはできません。

- ①納付金額が30万円を超える納付書
- ②使用期限を過ぎた納付書
- ③コンビニ収納用のバーコード情報が印字されていない納付書
- ④納付金額が訂正された納付書
- ⑤破損や汚損などでバーコード情報を読み取ることができない納付書

※スマホ収納で納付が済んだ納付書について、金融機関やコンビニエンスストア窓口で再度納付しないようご注意ください（二重払いにご注意ください）。

## 口座振替について

納税課 ☎861-6902

### 口座振替

●金融機関に出かける手間が省け、納め忘れもない口座振替は大変便利です。

下記の受付窓口で、お申し込みください。

窓口	利用できる金融機関	必要なもの	振替開始
取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琉球銀行</li> <li>・沖縄銀行</li> <li>・沖縄海邦銀行</li> <li>・沖縄県労働金庫</li> <li>・コザ信用金庫</li> <li>・ゆうちょ銀行、郵便局（県外含む）</li> <li>・沖縄県農業協同組合</li> <li>・みずほ銀行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金通帳</li> <li>・口座届出印</li> <li>・納税通知書又は領収書などの通知書番号がわかるもの</li> </ul>	45日申し込みから振替開始までに申し込みから振替開始までに
※県外のみずほ銀行で口座振替のお手続きをされる場合は、口座振替の申し込み書類を送付いたしますので納税課へご連絡ください。			
納税課（那覇市役所本庁3階）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琉球銀行</li> <li>・沖縄銀行</li> <li>・沖縄海邦銀行</li> <li>・沖縄県労働金庫</li> <li>・コザ信用金庫</li> <li>・ゆうちょ銀行、郵便局（県外含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応金融機関のキャッシュカード（本人名義に限る）</li> <li>・身分証</li> </ul>	15日申し込みから振替開始までに
※沖縄県農業協同組合及びみずほ銀行は、受付できません。			

### 【口座振替領収書】

市税の口座振替領収書は、年1回下記のとおりお送りします。

税目	領収書発送時期	記載内容
市県民税、固定資産税	1月中旬	前年の1月～12月に振替された分
軽自動車税	6月中旬	当年度分

## 納付相談（P41参照）